大阪市告示第1508号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第１項第１号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、同条第９項の規定により、次の法人に対する指定の有効期間の更新を行ったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和８年11月６日

大阪市長　　横　山　英　幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公益財団法人メイク・ア・ウィッシュオブジャパン	東京都千代田区九段南三丁目２番４号アシスト麹町ビル４F	令和９年１月１日から 令和13年12月31日まで
公益財団法人マリア財団	大阪市中央区安土町二丁目５番５号本町明大ビル10階	令和９年１月１日から 令和13年12月31日まで
公益社団法人日本海員掖済会	東京都文京区湯島一丁目５番28号	令和９年１月１日から 令和13年12月31日まで
公益財団法人大阪国際交流センター	大阪市天王寺区上本町八丁目２番６号	令和９年１月１日から 令和13年12月31日まで

（財政局税務部課税課）